

港域外停泊(港域外のアドバイスポイント)の利用について (令和6年10月1日更新)

神戸海上保安部では、港域外停泊(港域外のアドバイスポイント)の利用について、次の基準を設けて運用しています。

詳細は、詳細図とあわせてご確認ください。

1 利用対象船舶について

瀬戸内海諸港に向かう船舶で、水先人の乗船待ち、備讃瀬戸の航路管制待ちの船舶を対象としていますので

- ・次港におけるバース待ちを行う船舶
- ・運航スケジュール上の時間調整を行う船舶
- ・燃料のバンカー、船用品の積込みを行う船舶
- ・瀬戸内海を航行し、大阪湾諸港又は友ヶ島水道を航過し外洋へ向かう船舶
- ・液化ガス積載船舶

などは、原則として利用をご遠慮いただいております。

2 停泊期間について

船種ごとに次のとおり運用します。

- ・一般船舶 ⇒ 48時間以内
- ・危険物積載タンカー ⇒ 9時間以内

3 喫水について

(1) 12メートルを超える船舶

海図記載水深を示す20メートルの等深線より西側

(2) 12メートル未満の船舶

海図記載水深を示す20メートルの等深線より東側

上記の基準をもって、港域外停泊の連絡をいただいた順にアドバイスポイントの利用状況を確認し、通知しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、上記基準に該当しない状況が発生した場合は、速やかに神戸海上保安

部航行安全課第一海務係 (Tel:078-331-6743)までご連絡をお願いします。

4 その他

(1) アドバイスポイントは8箇所のため

- ・期間は、運航スケジュール、水先人の引継ぎ時間を検討し、必要最小限の期間を連絡する
- ・期間が短くなった、必要がなくなった場合も、速やかに神戸海上保安部航行安全課に連絡する

の2点を遵守してください。

(2) 船長に対して、投錨時には各ポイントの中心に投錨し、円周より外側に出ないように説明してください(円周より外側に船体が出ることで、近接するアドバイスポイントを利用する船舶が、正規のポイントの中心に投錨できなくなることがあります)。

(3) ゴールデンウィークや年末年始など、長期休暇を迎える場合、アドバイスポイントの利用が混雑することが予想されることから、上記の利用基準をご理解のうえで手続きをしていただくよう、よろしくお願いします。

(4) アドバイスポイントの運用は、法に基づくものではなく、海域利用者の強い要望によって、神戸海上保安部が実施しているものです。